



市民の声を市政に反映
杉森ひろゆき
 市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
697号 2018年2月13日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

臨時会

牛久市職員の給与条例改正

杉森議員が賛成討論

杉森議員は1月29日の臨時会で、「議案第2号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」に関し、以下のとおり賛成討論を行いました。なお同議案は、全会一致で可決されました。

組合費の天引き回復

賛成する第一の点は、池辺前市長が強行した組合費の天引き（チェック・オフ）廃止を元に戻したことです。

前市長は組合費の天引きを違法な便宜供与と強弁しましたが、すでに2015年に**中央労働委員会**は大阪市が強行した組合費の天引き廃止を不当労働行為として認定し、2016年には大阪府労働委員会が泉佐野市の**組合費天引き中止は不当労働行為**として認定するなど、民間企業での同様の案件はもっと早くから、労働委員会の見解が統一しています。

前市長の負の遺産

裁判でも、民間ではすでに1996年に最高裁が岡山電気軌道の組合費天引き廃止を不当労働行為と認定し、認定取り消しのための上告を棄却しています。

労組法第7条で、使用者からの便宜供与についても、自主性を損なわない場合として、①労働時間中の団体交渉・労使協議の有給保障、②福利厚生基金への補助、③最小限の広さの組合事務所の供与を明記しており、在籍専従の承認、組合掲示板の場所の貸与、組合費のチェック・オフ制度など、種々の便宜供与の慣行も定着しています。

チェック・オフは本来、労使協定を結び実

労働組合とは

労働組合は、戦後日本の民主化のための柱の一つとして推進され、戦前・戦中の天皇制軍国主義で弾圧された労働組合は、戦後1945年の60万人の組合員数が2年後の1947年には10倍以上の626万人に急増し、1949年には最高の組織率55.8%を記録しています。

労働組合法は憲法より早く制定

労働組合法は1945年、つまり新憲法が制定される1946年よりも早く制定されており、それだけ労働組合の重要性が認識されていたということです。

労組法は第一条（目的）で「この法律は、**労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者が…自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成すること**を目的とする。」と明記しています。

労働者は一人では、交渉する権利も保障されていません。労働組合として団結してこそ、上記の通り団体交渉権をはじめ、自らの生活と権利を守ることができるのです。日本の憲法も第28条で、団結権、団体交渉権、団体行動権（スト権）を保障しています。

施するものですが、公務員は労働基本権の一部が制限されているため、条例によって実施するものであり、今回の条例改正は、**労使関係の正常化と不当労働行為の解消**にとって適

切な措置といえるものです。

職員給与の改善

議案第2号に賛成する第2の点は、職員給与を改善することです。

公務員の給与は、国家公務員の場合は俸給表、地方公務員の場合は給料表に基づく基本給に諸手当、賞与によって構成されます。

平成29年人事院勧告は昨年8月8日に行われ、人事院総裁談話で、「本年は、民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、本年4月分の月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均631円(0.15%)上回る結果となりました。そのため、俸給表の水準を引き上げるとともに、本府省業務調整手当の手当額を引き上げることとしました。また、特別給(ボーナス)についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、年間4.40月分に引き上げることとしました。」と述べました。

続いて、茨城県人事委員会は昨年10月16日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。月例給については、民間が県職員を529円(0.14%)上回ったことから、給料表の引上げ改定を行うとともに、ボーナスについても4.30月から4.40月に引き上げることとしました。勧告どおりに実施されれば、月例給・ボーナスともに、4年連続の引上げとなります。この他、本年の勧告では、有為な人材の確保の観点から初任給調整手当の見直し、さらに退職手当の見直しを検討する必要があるとしました。

県内ワースト2位の水準

牛久市の場合、国家公務員の給与を100としての比較(いわゆるラスパイレズ指数)が、基本給ベースで昨年4月現在で95.3、茨城県内44市町村のうちワースト2位の43位と、驚くべき状態にあり、これでは優秀な人材を集めるといっても難しい状況ではないでしょうか。県北などよりも比較的高い地域手当を含めても95.3、40位ですから、いかに基本給が低いかを示しています。

今回は給料表とともに、勤勉手当(ボーナ

驚きの日本と茨城の地震史

牛久史談会

杉森議員が牛久史談会で報告した「驚きの日本と茨城の地震史」の一部を紹介します。

阪神・淡路大震災



奥島島の津波＝北海道南西沖地震からわずか2年後の1995年1月17日に発生したのが兵庫県南部地震である。波打つように倒壊した高速道路やビルの惨状は強烈な印象を与えた。犠牲者は6435人で、その約9割が圧死であった。マグニチュード7.3の大地震程度だが、震源は16kmと浅く、日本で初めて大都市直下型の地震となり、気象庁の震度階級に震度7(激震)が導入された1949年から初めて最大震度7が記録された地震となった。

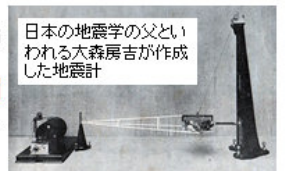
新潟県中越地震・中越沖地震



阪神淡路大震災から9年後の2004年10月23日、新潟県中越地震が発生。M6.8と中地震ながら、震源の深さ13kmの直下型の地震。1995年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)以来、観測史上2回目の震度7を観測。日本の新幹線が初めて脱線事故を起こした。3年後の2007年7月16日には、M6.8、震度6強の新潟県中越沖地震が発生。7基の原発を擁する世界最大の原発＝柏崎刈羽原発で、地盤が10cm隆起し、中図は地面が波打ち地盤が垂直方向に約1mずれた。右図は3号機の変圧器が出火事故を起こし、地震で消火栓も水が出ないなど、原発震災の危険性に早くも警鐘を鳴らしていた。

日本の地震観測の歴史

- 日本の地震観測の開始は、お雇い外人の測量助師ジョイネル(イギリス人)の建議によるもの
- 1875年に東京の赤坂(右図)で地震観測開始、全国的に地震の震度観測を開始したのは1884年、火山情報の正式な提供を始めたのは1965年
- 緊急地震警報と噴火警報の開始は2007年
- つまり、観測の歴史が浅く、観測史上〇〇といっても、その程度だということ。これは世界でも同様。



日本の地震学の父といわれる大森房吉が作成した地震計

ス)のアップを図るものですが、大学新卒の初任給に近い1級の29号給の給料月額を見ても、わずかに1,000円、0.54%アップ程度です。一層の改善が必要ではないかということをお願いし、賛成討論といたします。